

正義・平和・暴力の 概念的整理

Overview

- 正義をめぐる古典的問い
- 戦争論の三つの類型
- 暴力および平和の定義
- 日本国憲法における平和主義

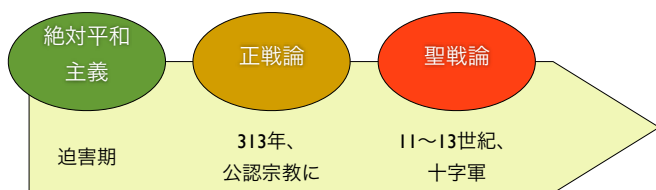
正義をめぐる古典的問い

- キケロ（前106～前43）『義務論』
- 「さて、不正には二種類あって、一つは不正を加える人々に属する不正、もう一つは、**不正を加えられている人々からこの不正を退けることができるのに、そうしない人々に属する不正である**」。

- 「さらにまた、自分のものを守ることに熱心なためか、さもなければ、人間嫌いであるところから、自分は自分のことだけをやるのだと言い、誰にも不正をなしていないように見える人々がある。この人々は一方の不正は免れているが、もう一方の不正に陥っている。というのも、彼らは人生の同胞関係を放棄している。この同胞関係に資するいかなる熱意も労力も提供していないからである」。

戦争論の三つの類型

キリスト教を基軸として



暴力および平和の定義

- J. ガルトゥングによる「暴力」の定義
- 「ある人に対して影響力が行使された結果、その人が現実に肉体的、精神的に実現し得たものが、その人のもつ潜在的実現可能性を下回った場合、そこには暴力が存在する」（『構造的暴力と平和』5頁）。
- このような暴力を「**構造的暴力**」と呼び、それに対応する平和を「**積極的平和**」と呼ぶ。
- 構造的暴力の例：独裁国家、絶対的な貧困状態、差別社会



直接的暴力

構造的暴力

消極的平和

積極的平和

- 戦争のない (=戦死者のいない) 日本は「平和」か？
- 増加する様々な「死者」：殺人、自殺、人工妊娠中絶

日本国憲法における平和主義

- 前文
- 日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、**専制と隷従、圧迫と偏狭**を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく**恐怖と欠乏**から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。
- 日本国憲法における「平和」は「**構造的暴力**」を射程に入れた「**積極的平和**」である。

憲法9条

- 第9条【戦争の放棄、軍備及び交戦権の否認】
- (1) 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
- (2) 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

憲法9条の改定をめぐる議論

- 理念(9条)と現実(自衛隊)のギャップをいかに埋めるか？
- 1) 現実を理念に合わせる(九条の会)。
- 2) 理念を現実に合わせて(自民党「集団的自衛権」「自衛軍」)。
- 3) 現状を維持する。矛盾した関係をそのまま引き受ける。

【参考文献】

- キケロ「義務について」(高橋宏幸訳)、『キケロ選集』9、岩波書店、1999年、125-352頁。
- ヨハン・ガルトゥング『構造的暴力と平和』(高柳先男ほか訳)中央大学出版部、1991年。
- 山室信一『憲法9条の思想水脈』朝日新聞社、2007年。